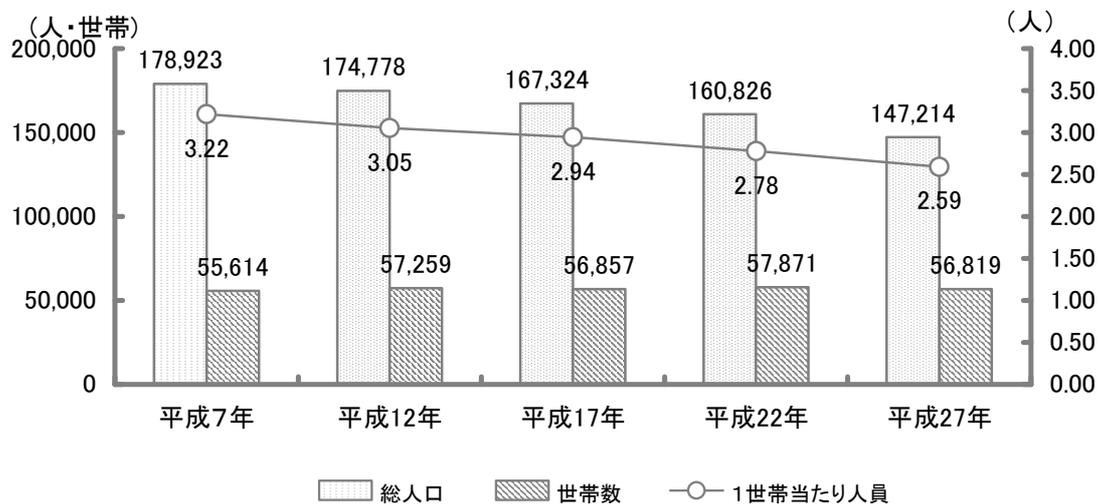


1 人口・世帯

本市の人口は、平成27年10月現在で147,214人です。近年は、人口減少が続いており、平成7年国勢調査人口178,923人から、約32,000人減少しています。特に、平成22年と平成27年を比較すると東日本大震災の影響により約14,000人減少しています。

世帯数は、平成27年10月現在で56,819世帯となっています。人口が減少している中、核家族化の進展により、僅かな増加傾向が見られ、平成7年の世帯数55,614世帯からピーク時である平成22年においては約2,300世帯増加しています。その後、震災の影響により平成27年までに約1,100世帯減少しています。

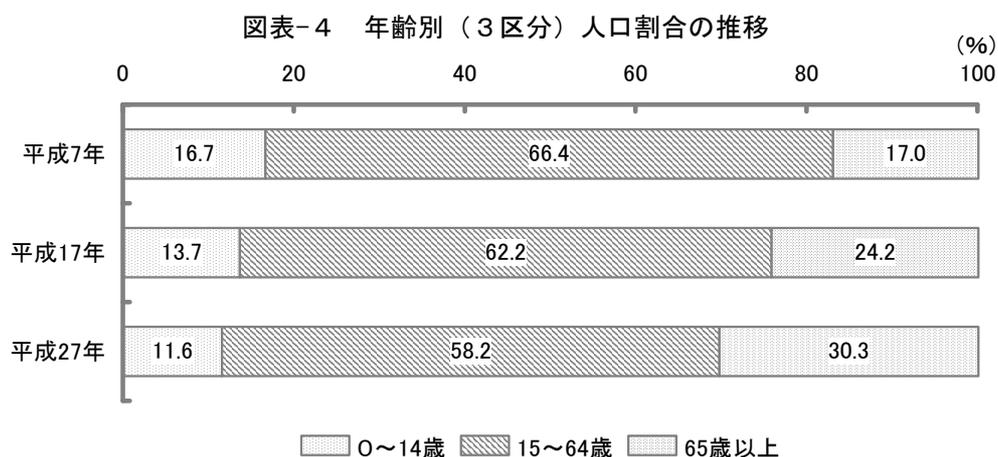
図表-3 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢別（3区分）人口の割合をみると、平成7年時点では0～14歳の年少人口割合が16.7%と65歳以上の高齢者人口割合17.0%とほぼ同程度でしたが、その後は、年少人口を高齢者人口が上回っており、20年後の平成27年には、年少人口は11.6%まで減少、65歳以上の高齢者人口割合が30.3%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行している状況にあります。

15～64歳の生産年齢人口も減少しており、20年間で8.2ポイント減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

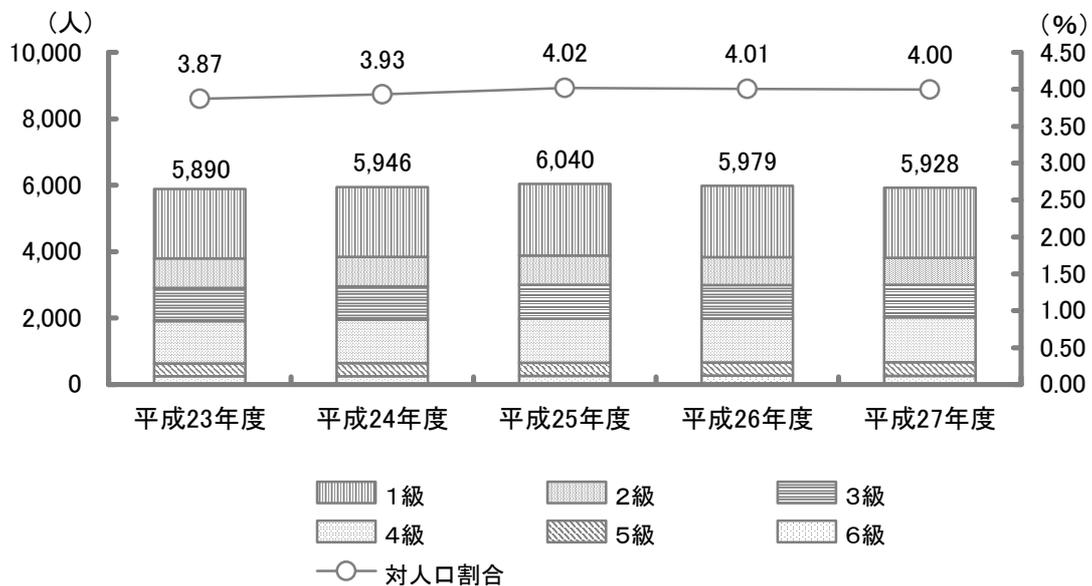
※割合は、四捨五入により100%にならない場合があります。

2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成25年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は僅かに減少しており、平成27年度末では5,928人となっています。なお、総人口に対する割合は、平成25年度以降、約4.0%となっています。

図表-5 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



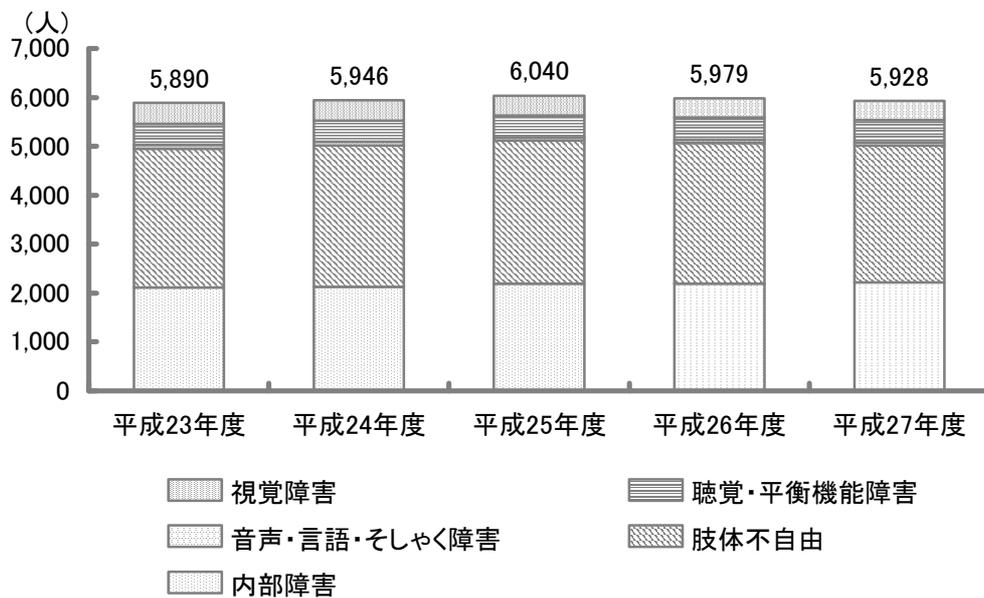
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数		5,890人	5,946人	6,040人	5,979人	5,928人
(うち18歳未満)		80人	78人	81人	76人	72人
対人口割合		3.87%	3.93%	4.02%	4.01%	4.00%
等級別所持者数	1級	2,093人	2,101人	2,154人	2,143人	2,111人
	2級	885人	884人	884人	841人	808人
	3級	1,009人	1,009人	1,014人	1,007人	983人
	4級	1,265人	1,311人	1,335人	1,319人	1,350人
	5級	387人	392人	391人	403人	415人
	6級	251人	249人	262人	266人	261人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
 ※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

平成27年度末の状況を障害等級別にみると、「1級」が2,111人で最も多く、全体の約36%を占めています。

障害の種別でみると、平成27年度で「肢体不自由」が2,789人と最も多く、次いで「内部障害」が2,221人となっており、この2つの種別で全体の約85%を占めています。

図表-6 障害者種類別手帳所持者数の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所 持 者 数		5,890人	5,946人	6,040人	5,979人	5,928人
障 害 の 種 別	視 覚 障 害	436人	416人	405人	394人	397人
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	428人	441人	446人	452人	450人
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 障 害	73人	75人	73人	72人	71人
	肢 体 不 自 由	2,835人	2,883人	2,917人	2,866人	2,789人
	内 部 障 害	2,118人	2,131人	2,199人	2,195人	2,221人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

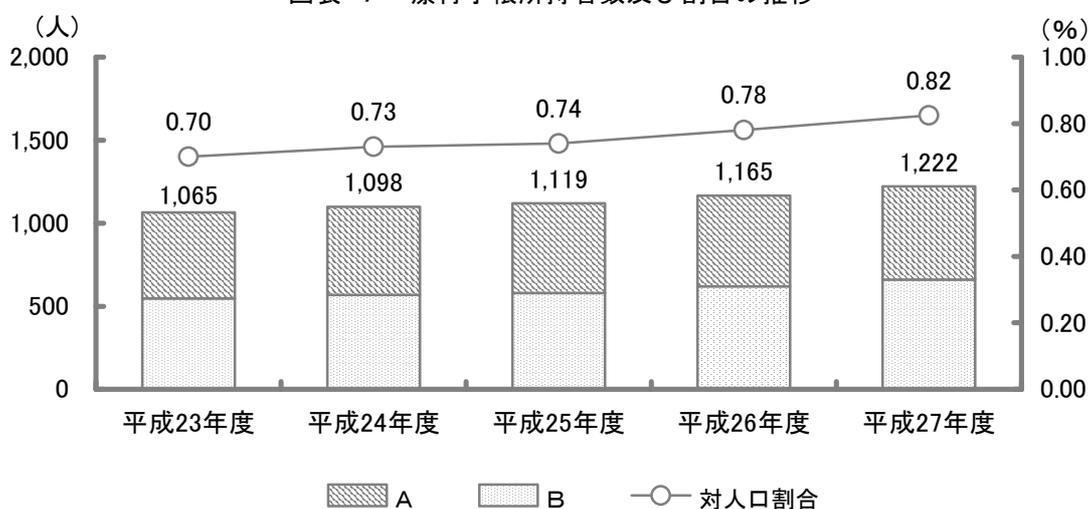
(2) 知的障害者

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成27年度末で1,222人、総人口に対する割合が0.82%となっています。

療育手帳所持者のうち、18歳未満の障害のある子どもも増加傾向にあり、平成23年度末231人から平成27年度末では284人となっており、53人増えています。

等級別にみると、Aに比べBの占める割合が高くなっており、平成27年度末では、Aよりも約100人多くなっています。

図表-7 療育手帳所持者数及び割合の推移



		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
所 持 者 数		1,065 人	1,098 人	1,119 人	1,165 人	1,222 人
(うち 18 歳 未 満)		231 人	242 人	240 人	254 人	284 人
対 人 口 割 合		0.70%	0.73%	0.74%	0.78%	0.82%
等 級 別	A	518 人	529 人	540 人	544 人	562 人
	B	547 人	569 人	579 人	621 人	660 人

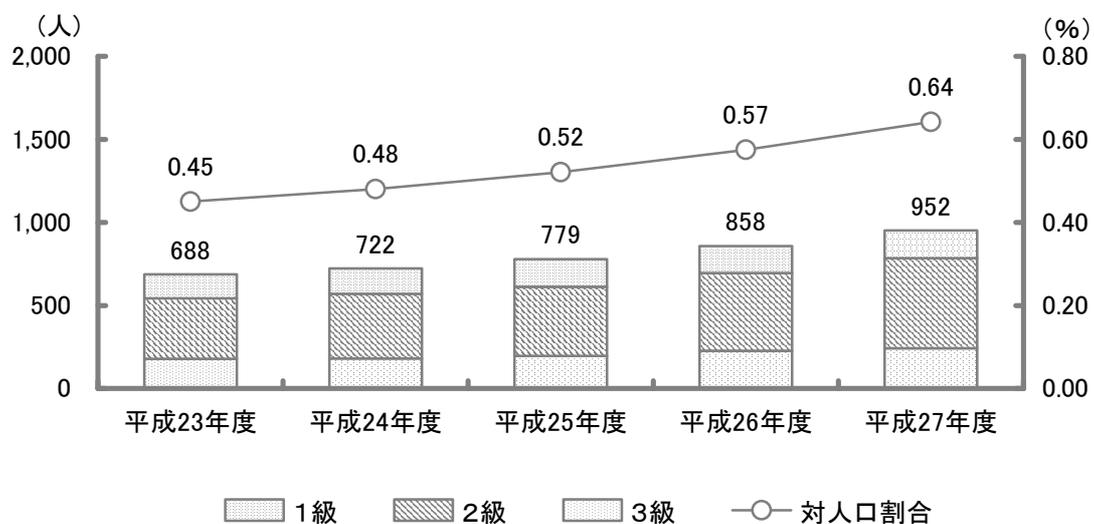
資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

(3) 精神障害者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度末で952人と、年々増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までの間で264人（38.4%）増加しています。

平成27年度末の状況を障害等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の57.04%を占めています。

図表-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数		688人	722人	779人	858人	952人
対人口割合		0.45%	0.48%	0.52%	0.57%	0.64%
等級別	1級	145人	152人	166人	163人	167人
	2級	363人	388人	417人	468人	543人
	3級	180人	182人	196人	227人	242人

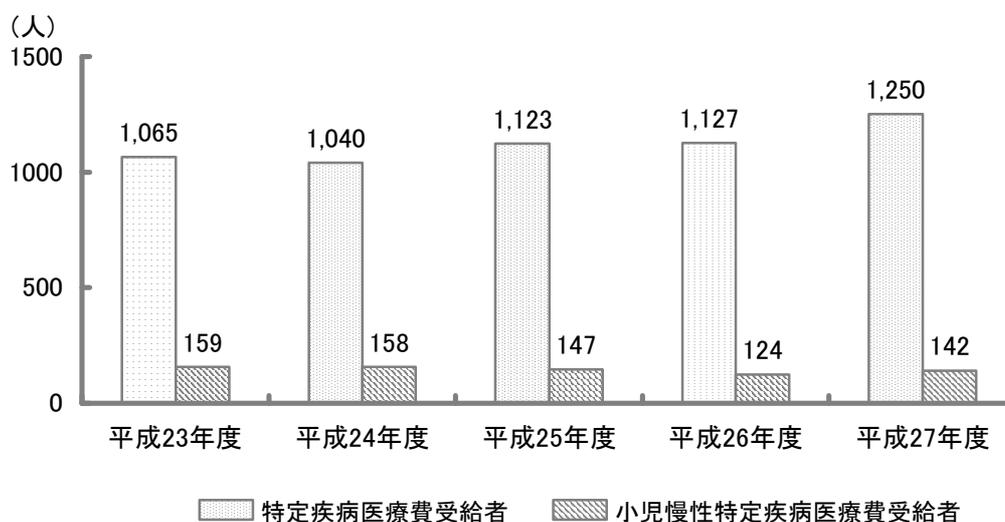
資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

(4) 難病患者

本市における難病患者数は、特定疾病医療費受給者が平成25年度以降増加傾向にあり、平成27年度末の特定疾病医療費受給者は1,250人で、平成23年度と比べ185人(17.4%)増えています。

しかし、小児慢性特定疾病医療費受給者は、概ね横ばいで推移しており、平成27年度末で142人となっています。

図表-9 難病患者の状況



資料：石巻保健所（各年度末現在）

※難病の患者に対する医療費助成に関して法定化

「難病の患者に対する医療等に関する法律」：H27.1.1 施行

（法定化以前は、予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施）

※小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の義務的経費化

「児童福祉法の一部改正」：H27.1.1 施行

（義務的経費化以前は、児童福祉法に基づく法律補助の裁量的経費として実施）

3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

① 障害福祉サービス等

石巻管内の障害福祉サービス及び障害児サービスを提供する事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表-10 石巻管内の障害福祉サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
居宅介護	31 か所	-
重度訪問介護	23 か所	-
行動援護	1 か所	-
同行援護	5 か所	-
生活介護	20 か所 (7)	366 人
短期入所	11 か所 (1)	98 人
施設入所支援	2 か所	74 人
共同生活援助	8 か所	197 人
自立訓練(機能訓練)	5 か所 (5)	122 人
自立訓練(生活訓練)	7 か所 (3)	
就労移行支援	3 か所	26 人
就労継続支援(A型)	4 か所	80 人
就労継続支援(B型)	16 か所	366 人
計画相談支援	8 か所	-
地域移行支援	3 か所	-
地域定着支援	3 か所	-

※ () は、基準該当事業所の再掲

資料：市障害福祉課（平成 28 年 8 月現在）

図表-11 石巻管内の障害児サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
障害児相談支援	6 か所	-
児童発達支援	6 か所	47 人
放課後等デイサービス	11 か所	107 人
保育所等訪問支援	1 か所	-

資料：市障害福祉課（平成 28 年 8 月現在）

② 地域生活支援事業

本市が地域生活支援事業を提供するため指定している事業所は、平成28年8月現在で、地域活動支援センターが8か所、移動支援が16か所、日中一時支援が26か所、訪問入浴サービスが6か所となっています。

また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成、日常生活用具の給付その他の地域生活支援事業を実施しています。

図表-12 石巻管内の主な地域生活支援事業の提供事業所の状況

	事業所数	うち石巻市内
地域活動支援センター	8か所	6か所
移動支援	16か所	13か所
日中一時支援	26か所	20か所
訪問入浴	6か所	5か所

資料：市障害福祉課（平成28年8月現在）

(2) 相談支援体制等

① 障害者相談支援事業所

障害のある人の自立した社会生活の実現を目的として、障害のある人からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、市では3か所の相談支援事業所に委託しています。

② 基幹相談支援センター

石巻市と女川町では、相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法の規定に基づき、基幹相談支援センターを共同設置しています。

総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所への指導・助言等を実施しています。

③ 石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など、就業面の支援と生活習慣の形成や日常生活の管理など、生活面の支援が必要な障害のある人に対して、一体的かつ総合的な支援を提供しています。

④ 民生委員、(主任) 児童委員

心身に障害のある人や地域の要援護者など、必要に応じ住民の生活状態を把握し、生活相談、助言その他の援助を行うほか、関係行政機関に協力して住民の福祉の増進を図るため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑤ 地域自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議の場です。平成18年度に石巻地域自立支援協議会として設置され、平成24年度から石巻市と女川町の協議会となっています。

(3) ボランティア団体・NPO等

市内では、障害のある人の地域生活の支援や住民相互の交流の場を創出するボランティア団体、NPO法人等が設置され、多様な活動が行われています。

また、当事者団体として、本人及びその家族等により、障害のある人の尊厳や権利を守り、地域での豊かな暮らしを実現するための活動が行われています。



4 当事者アンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

① 調査の目的

このアンケート調査は、障害者計画策定にあたって、生活上の課題や障害者施策に対するニーズ等を把握するための基礎資料として、障害者手帳所持者を対象に意見を聴取するために実施したものです。

② 調査の概要

- 調査対象：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の中から、障害種別、年齢、居住地区を考慮しながら無作為に抽出した2,000人
- 調査期間：平成28年6月17日～平成28年6月30日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
2,000 通	1,180 通	59.0%

(2) 調査結果と考察

① ふだんの暮らしについて

■精神障害者の孤立や社会参加が課題となっています。

近所との付き合いについての問いに対し、「ほとんど付き合いはない」は、身体障害者では16.1%、知的障害者では23.4%に対し、精神障害者では33.7%となっており、精神障害者の孤立が目立っています。

また、ふだんの生活での外出回数問いに対し、「外出していない」割合が精神障害者で11.6%と、身体障害者(5.5%)、知的障害者(2.7%)に比べて高く、精神障害者の社会参加が課題となっています。

■自分や家族の健康、障害による意思疎通、十分な収入が得られないことに困っています。

ふだんの暮らしで困っていることの間いでは、身体障害者、精神障害者では「自分の健康や体力に自信がない」や、「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が40%前後と高くなっているほか、知的障害者では「障害のある為に意思疎通が困難である」が41.8%と高くなっています。

また、10%から30%の方が「十分な収入が得られない」と答えています。

■障害種別に関係なく、困っているときは「家族や親族」を頼りにしています。

困っているときの相談相手は、障害種別にかかわらず「家族や親族」の割合が55.8%から76.6%と最も高くなっているほか、外出時に手助けが必要な人の80%以上が「家族や親戚」の手助けを受けています。

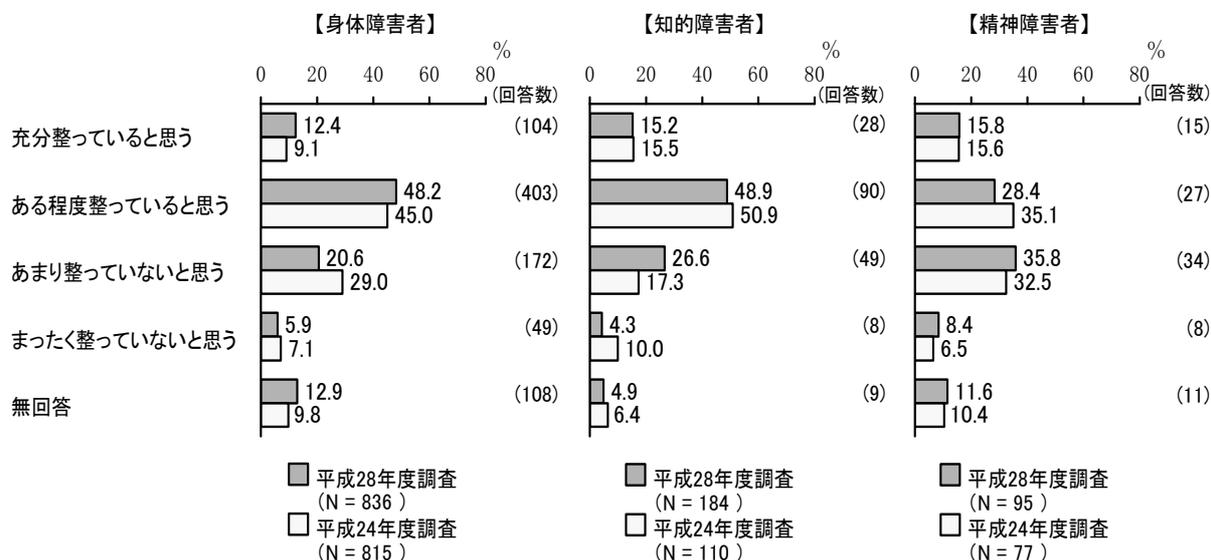
今後、親亡き後の生活支援の課題に対して、家族以外の者との拘わりが必要となります。

■相談しやすい体制が整っているという答えが約6割

相談しやすい体制について、身体障害者では「充分整っていると思う」、「ある程度整っていると思う」の割合が60.6%、知的障害者では64.1%となっています。

一方、「あまり整っていないと思う」の割合が身体障害者では20.6%、知的障害者で26.6%、精神障害者で35.8%となっており、その理由として、「どこに相談したらいいかわからない」、「近所に相談する場所がない」、「相談する場所まで行くのが大変」などがあげられています。

図表-13 困っていることについて相談しやすい体制が整っていると思うか

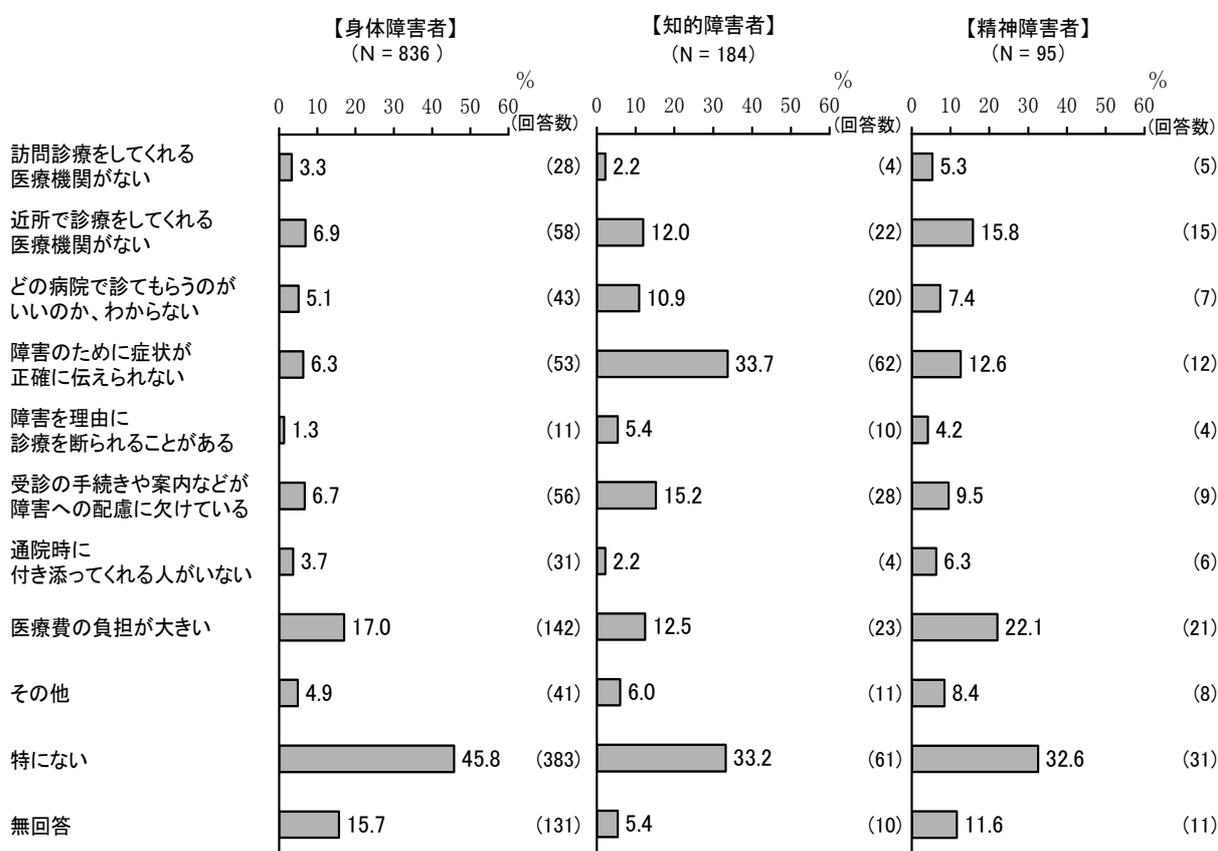


■2割前後の方は、医療費の負担が大きいと感じています。

「医療について、困ったり不便に思うことはありますか」という問いに対し、身体障害者では「特にない」の割合が45.8%と最も高く、知的障害者で33.2%、精神障害者32.6%となっていますが、「医療費の負担が大きい」が17.0%から22.1%と続いています。

また、知的障害者では、「障害のために症状が正確に伝えられない」が33.7%と高い割合になっています。

図表-14 医療について、困ったり、不便に思うことはあるか



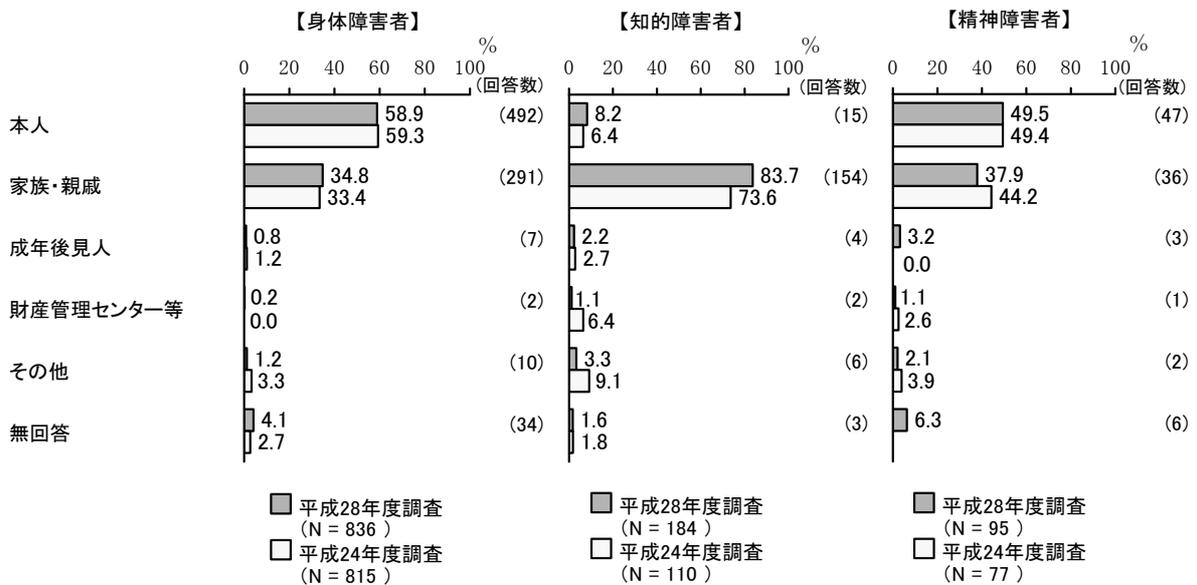
■成年後見制度の利用促進が必要です。

障害福祉サービス等の利用にあたって、施設（事業所）との利用契約は「家族・親戚」が行っている場合が多く、知的障害者では77.4%、身体障害者で57.1%、精神障害者で41.9%となっています。

また、年金収入や手当の管理についても、家族又は親戚が行っている割合が知的障害者で83.7%と最も高くなっており、身体障害者の34.8%、精神障害者の37.9%を大きく上回っています。

本市では、判断能力の低下などにより権利を侵害されやすい障害者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進に向けた啓発活動が必要となっています。

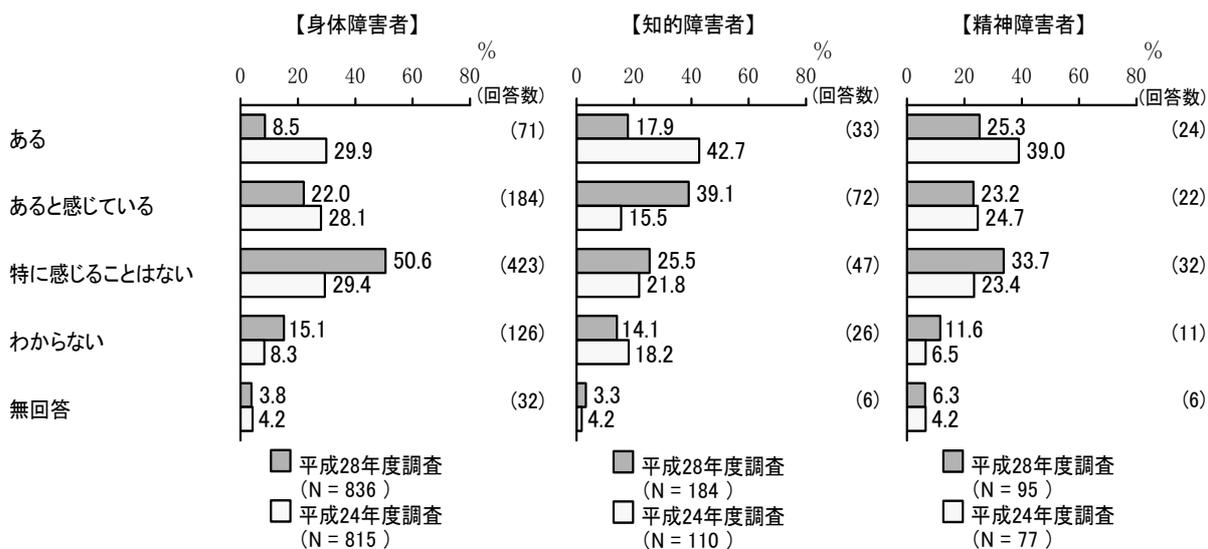
図表-15 収入や年金、手当等を誰が管理しているか



■障害のある人への差別や偏見は、4割以上の方が「ある」と感じています。

ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見が「ある」又は「あると感じている」人は、身体障害者で30.5%、知的障害者で57.0%、精神障害者で48.5%となっています。

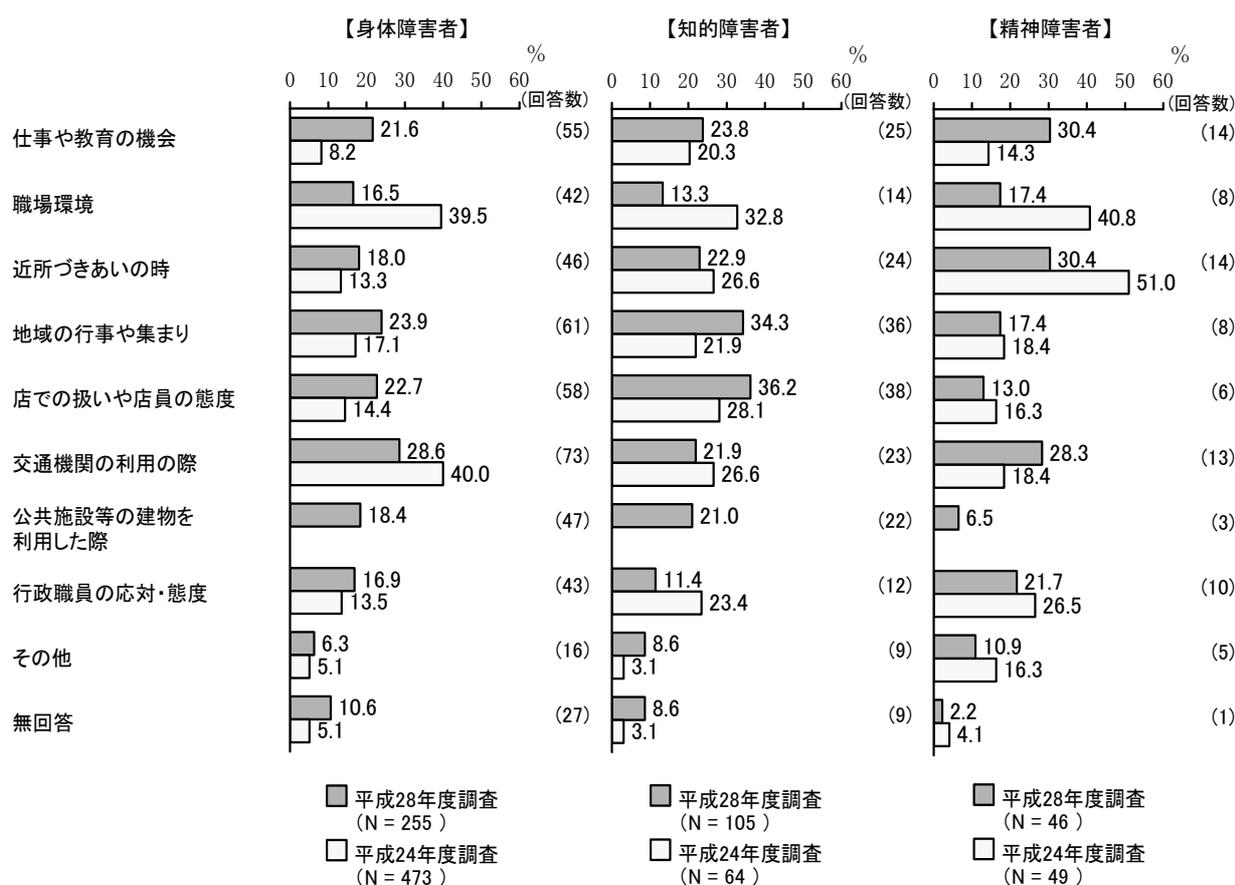
図表-16 ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるか



※ 「ある」の選択肢は、平成24年度調査では「あると感じている」の割合を表記し、「あると感じている」の選択肢には「感じたことはないが、あると思う」の割合を表記しています。

どのような機会に差別や偏見を感じるかについては、身体障害者では「交通機関の利用の際」、「地域の行事や集まり」、知的障害者では「店での扱いや店員の態度」、「地域の行事や集まり」、精神障害者では「仕事や教育の機会」、「近所づきあいの時」などと、あらゆる場で差別や偏見を感じていることがわかります。

図表-17 差別や偏見をどのような機会に感じるか



※「仕事や教育の機会」の選択肢は、平成24年度調査のグラフでは「教育の機会」の割合を表記し、「職場環境」の選択肢には「仕事や収入」の割合を表記しています。

■引き続きハード・ソフト両面の計画的なバリアフリー化が必要です。

バリアフリーや障害のある人への配慮等の状況については、「点字ブロックが整備されている」、「音声案内がある」、「車いすの高さに合わせたカウンターがある」、「手話等のコミュニケーション支援がある」の4項目は、「はい」と答えた人が20%を下回っており、引き続き計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

② 仕事・作業・訓練について

■一般企業等における障害のある人の雇用の促進が求められます。

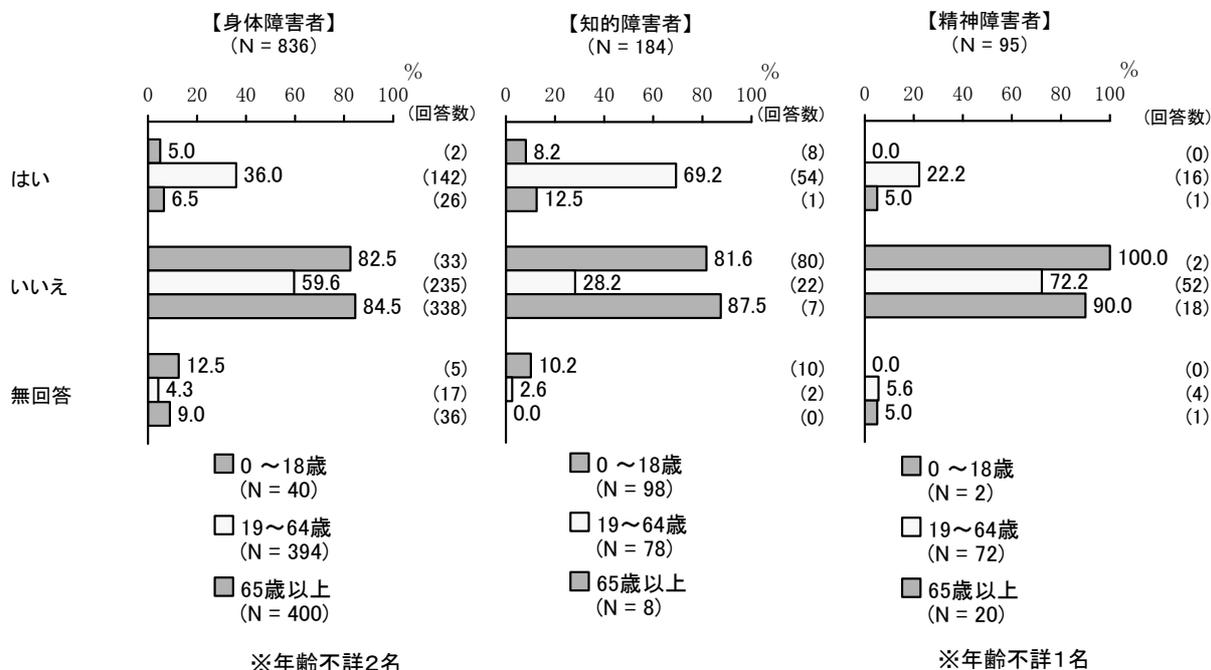
19歳から64歳までの障害のある人について、企業や施設等における就労状況をみると、身体障害者では36.0%、知的障害者で69.2%、精神障害者で22.2%が就労しています。

一方、3障害ともに病気や障害のために仕事ができない人も多い状況の中、今後、仕事や作業をしたいと思っている人が、身体障害者で26.8%、知的障害者で72.5%、精神障害者で41.1%となっています。

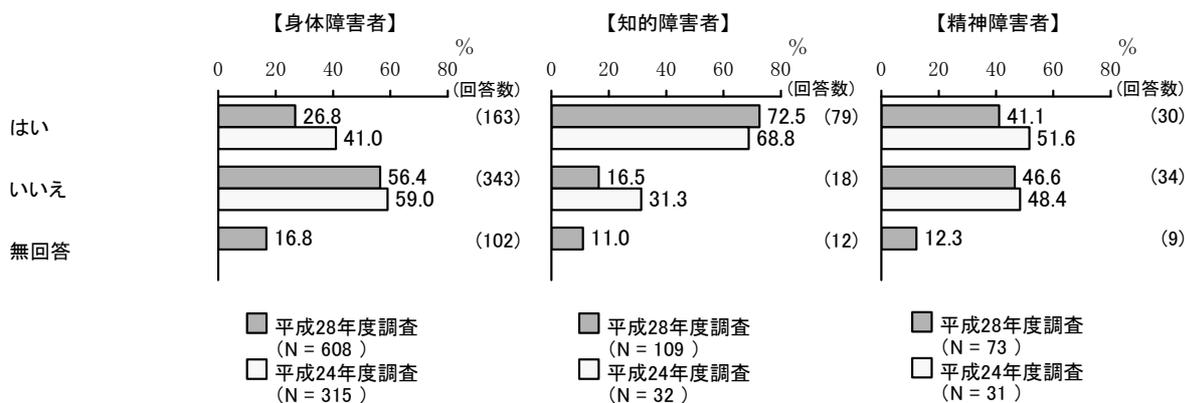
「障害者雇用」については重要度が高いにもかかわらず、満足度が低くなっており、一般企業での雇用や福祉施設における就労の促進が求められています。

なお、障害のある人が仕事や作業をするために、特に望むこととして、「障害のことを理解してくれること」、「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」、「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」などがあげられています。

図表-18 現在、企業や施設等で就労しているか



図表-19 今後、仕事や作業をしたいと思うか

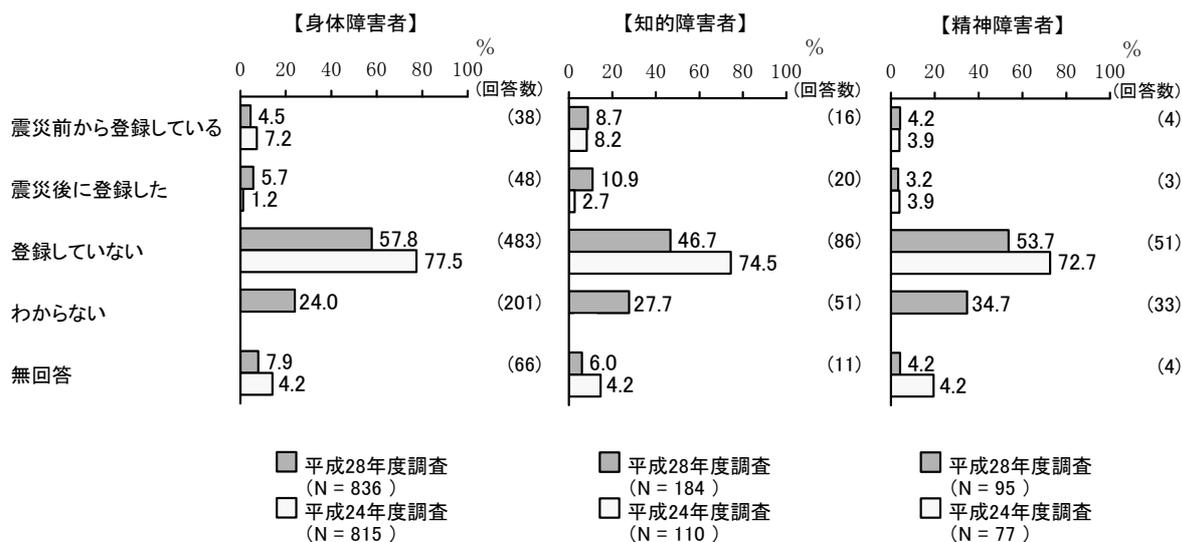


③ 災害への備えについて

■避難行動要支援者名簿に登録していない人が半数以上、今後も登録意向がない人が身体障害者、精神障害者で半数となっています。

災害が発生した時に自力での避難が困難で、避難にあたって支援を要すると思われる避難行動要支援者の名簿登録状況をみると、名簿に登録していない人が50%以上となっています。

図表-20 避難行動要支援者名簿に登録しているか



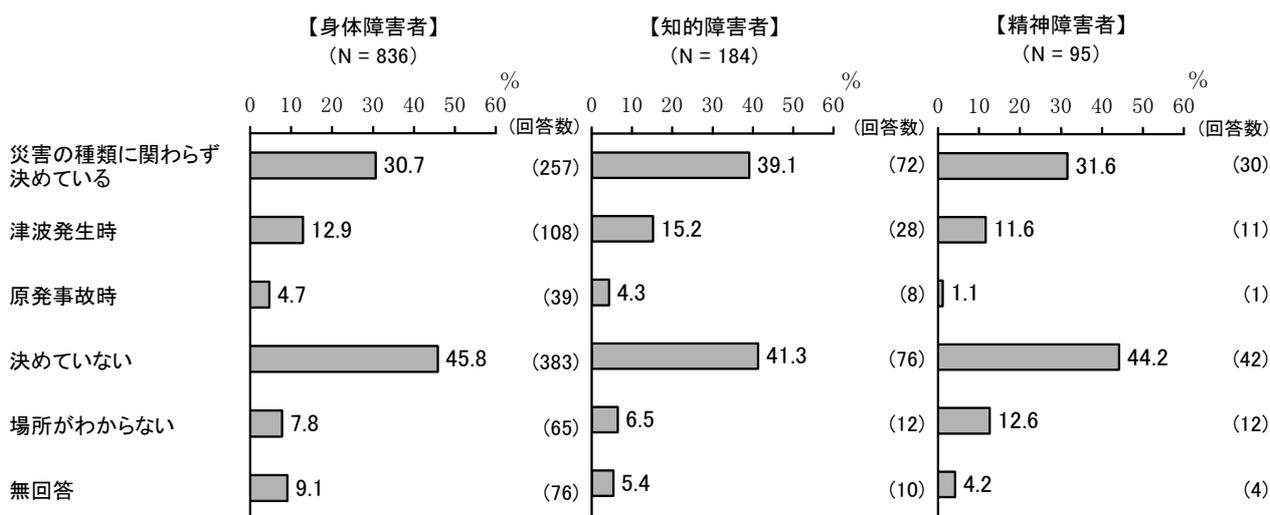
■災害発生時の一時避難場所を決めていない障害のある人が4割以上となっています。

30.7%から39.1%の障害のある人が、災害発生時の緊急一時避難場所を決めている一方で、決めていない障害のある人が41.3%から45.8%となっており、避難場所の周知や意識改革が必要となっています。

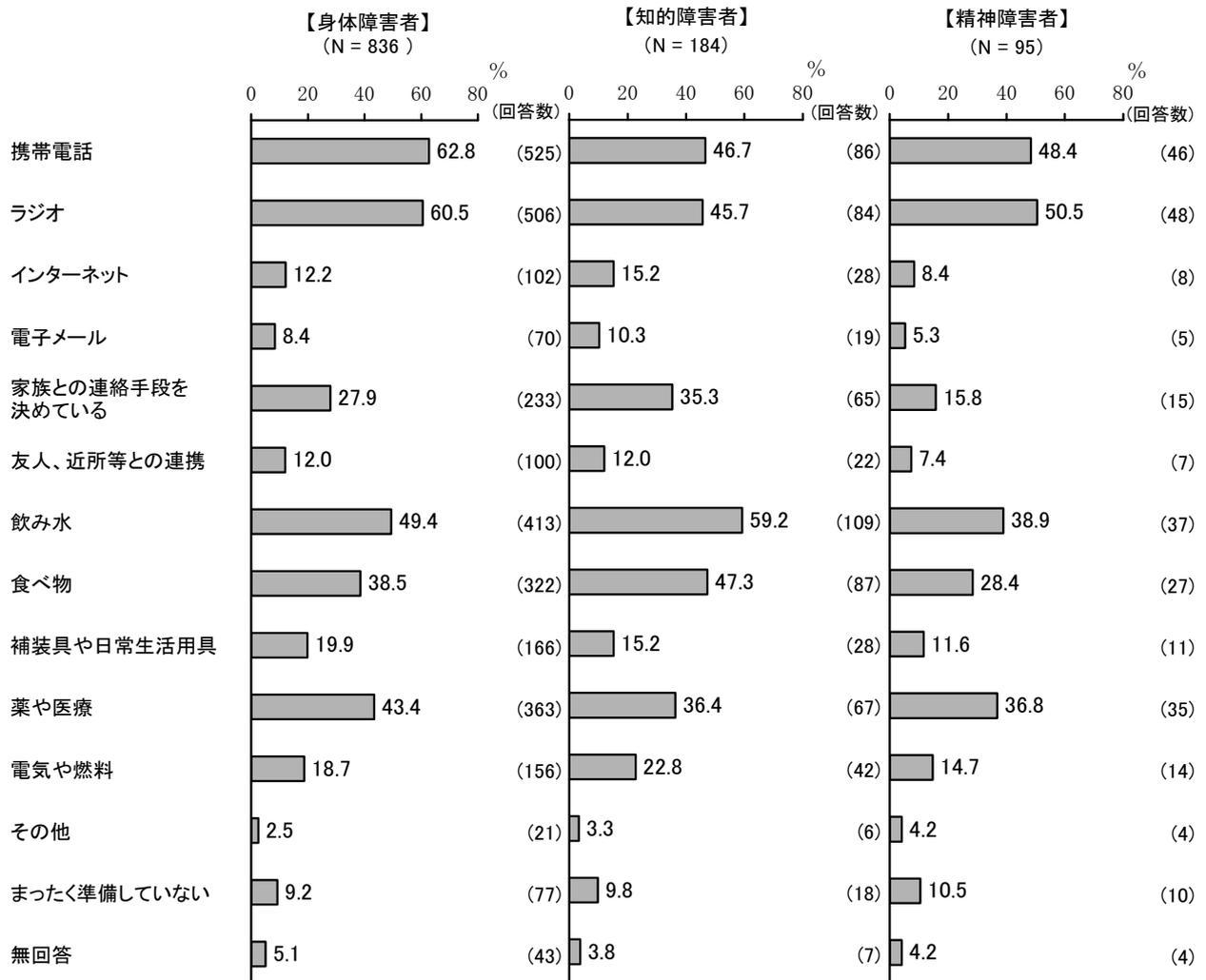
また、3障害ともに、ほとんどの人が今後の災害に備えた準備をしており、「携帯電話」、「ラジオ」、「飲み水」や「食べ物」を準備している割合が高くなっています。

その一方で、全く準備していない人が9.2%から10.5%います。

図表-21 今後、災害が発生した時にどこに避難するか事前に場所を決めているか



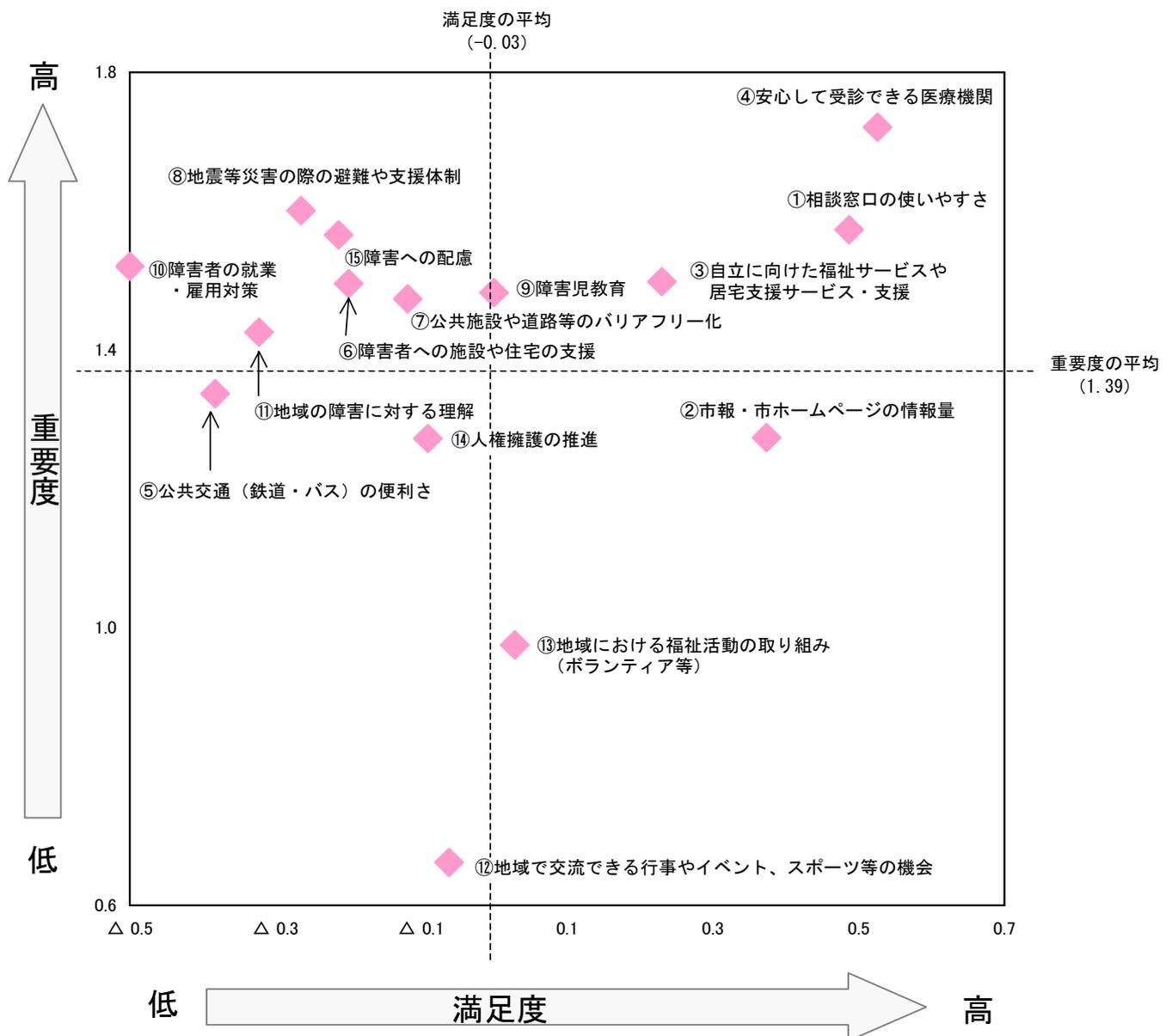
図表-22 今後の災害に備えた準備をしているか



■今後、「地震等災害の際の避難や支援体制」、「障害者の就業・雇用対策」、「障害への配慮」について、優先的に取り組む必要があります。

市が実施している障害者施策への評価として、重要度と満足度を答えてもらったところ、3障害を通じて、重要度が高く満足度が低い施策として「⑧地震等災害の際の避難や支援体制」、「⑩障害者の就業・雇用対策」、「⑮障害への配慮」があげられています。

図表 23 障害者施策の評価（重要度、満足度）



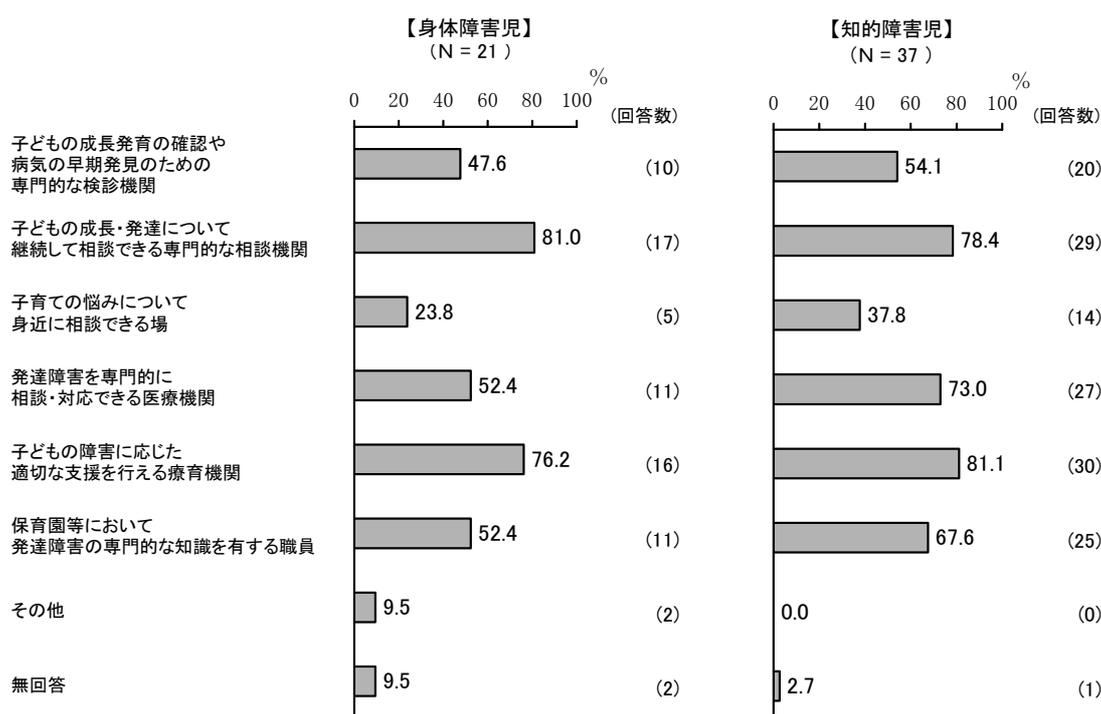
■障害のある人が在宅で暮らしやすいまちづくりを進めるため、経済的支援や相談支援、家族の介護負担の軽減等の配慮が求められています。

障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進める際の配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」が3障害ともに29.9%から42.1%、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」が23.4%から43.2%と高く、「家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援」が17.9%から27.7%と続いています。

■子どもの療育支援として、専門的な相談機関や適切な支援を行える療育機関が望まれています。

子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源を答える問いでは、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」と「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が、身体障害児でそれぞれ81.0%、76.2%の方が、知的障害児でそれぞれ78.4%、81.1%の方が必要と答えています。次いで「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」や「保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員」、「子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」が高い割合となっています。

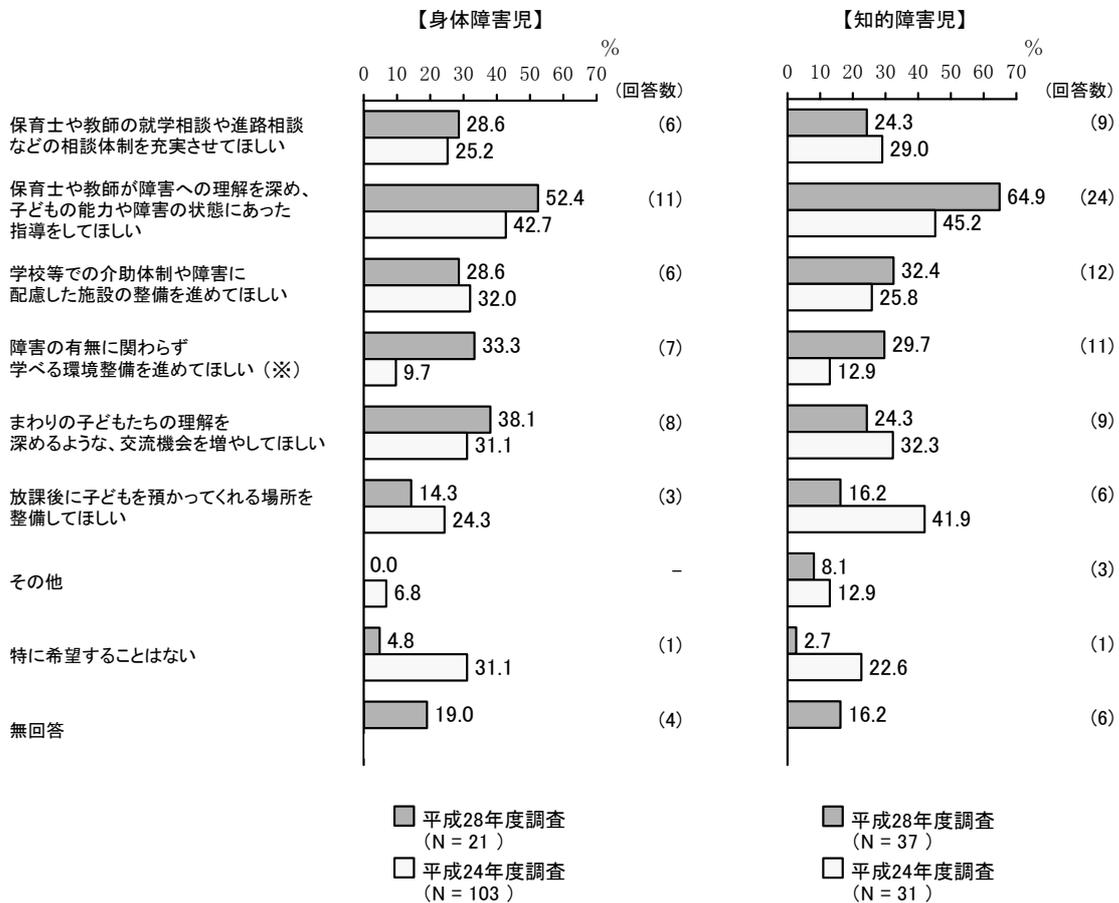
図表-24 子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源



■障害への理解が深まることが望まれています。

学校等での生活の要望として、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が52.4%から64.9%と最も高く、次いで身体障害児では「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」が38.1%、知的障害児では「学校等での介助体制や障害に配慮した施設の整備を進めてほしい」が32.4%となっています。

図表-25 学校等での生活についてはどのようなことを望んでいるか



※「障害の有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」の選択肢は、平成24年度調査では「統合教育・統合保育を進めてほしい」の割合を表記しています。

■障害があっても問題なく過ごせる環境整備、就職先での差別や偏見への対策、継続的な就労定着支援が望まれています。

学校教育終了後の進路について、身体障害児、知的障害児では「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が45.9%から52.4%と最も高く、次いで「就職先での差別や偏見をなくす対策」や「就職した職場に定着できるよう継続して支援してくれる仕組み」と続いています。

雇用の場での差別の解消や障害への理解の促進、就労定着への支援等の取組が必要となっています。

図表-26 学校教育終了後の進路について、どのような対策が必要と思うか

